

マックス・ヴェーバーにおける「客観的可能性判断」をめぐる 諸考察

On “the Judgment of Objective Possibility” in Max Weber

宇都宮京子

Kyoko UTSUNOMIYA

1. 序

マックス・ヴェーバー (Weber, Max) が、1913年に学術雑誌『ロゴス』誌上に発表した論文「理解社会学の若干の範疇」(以下、「理解」論文と略記)は、その後、書き直されて『経済と社会』の第1章「社会学の基礎概念」¹に収録された。『経済と社会』は、ヴェーバー研究においては注目され続け、様々な論文で言及され続けてきた。ただ、その際、「社会学の基礎概念」における概念規定や論述はよく取り上げられてきたが、その前身の「理解」論文に言及されることは比較的少なかった。

ただ、日本においては、折原浩が、『経済と社会』の二部構成問題²との関係で、「理解」論文にも注目し、海老原明夫・中野敏男訳の新しい翻訳も1990年には刊行された。また、筆者もこの論文に関する研究を続けてきた。筆者が長年、注目してきたのは、「理解」論文の冒頭に付されている注の中の次のような一節である。

「方法論に関しては、右に挙げたものの他にゴットル (『言葉の支配』) や [客観的可能性のカテゴリーについては] ラートブルッフの著作、またより間接的ではあるが、フッサールとラスクの著作が重要である」(Weber, 1913=1990, 6頁)。

本注の中では、ラートブルッフ (Radbruch, G)、フッサール (Husserl, E)、ラスク (Lask, E) について、どの著作や論文を参照すべきかということについての具体的な記載はないが、ラートブルッフの見解については、ヴェーバーの「文化科学的論理学の領域に関する批判的考察」(以下、「批判」論文と略記)の中において、「客観的可能性」について論じた v. クリース (Von Kries, Johannes) の見解と関連づけながら、ラートブルッフの論文「適合的惹起 (adäquate Verursachung)³の理論」に言及している。

そこで本論文では、ヴェーバーの方法論とフッサールとラスクとの関係の考察は次の機会に回し、今回は客観的可能性のカテゴリーをめぐるヴェーバーの見解を、主に、ヴェーバーが参照指示を付け

ているラートブルッフの「適合的惹起の理論」と、ラートブルッフが批判的に検討している v. クリースの見解も参考にしながら検討したいと考えている。そして、ヴェーバーがなぜ、客観的可能性のカテゴリーについて、クリースではなくラートブルッフの名前を挙げたのかについて検討したいと考えている。

2. ラートブルッフのクリース批判

2-1. 原因問題と罪問題

ラートブルッフは、法律学上の因果問題の特徴について以下のようにまとめている。「自然科学は、一つの外界の変化に対する原因としての別な外界の変化を探し求め、精神諸科学は、心理的現象を心理的に説明する。それに対して、法学は、外界の変化を、心理的な事実に帰そうとする」(Radbruch, 1902, S.325)。

「法学は、このことをただ因果性 (Kausalität) のみを頼りにして行うことはできない。因果性は法学を単に身体運動にまで遡らせるだけである。つまり、身体運動と意志との間に口を開ける深淵にはいかなる橋も架かってはいない。それゆえに法学は、法学的な意味での原因 (Ursache) への問いを、本来の意味での原因問題と罪の有無の問題という2つの問いに分割せねばならない」(同上)。

「第一に以下のことが探求される。すなわち、問題となっている結果へと導く因果系列 (Kausalreihe) の中のどこに身体運動が位置しているのかどうか、さらに、この身体運動は、結果の予測を、あるいは行為者にとって結果を予測可能にさせるような心理学的な状態を伴っていたのかどうかを探求するのである」(同上)。

ここでは、「行為」という概念は用いられず、「身体運動」という概念が用いられているが、これは、人間がある「身体運動」を介して外界に影響を及ぼした場合、それが結果の予測を伴って行った「行為」であったかどうかは、別途、判断されねばならないためである。つまり、同じ「身体運動」を行っても、法学的には、罪があると判断される場合もされない場合もあり、罪の重さも変わるからである。これらのラートブルッフの論述から、法学では、外界に影響を与える「身体運動」だけではなく、その運動を引き起こしていた行為者の予測や心的状態が重要であるということが分かる。しかし、この因果問題と罪問題は、実質的には別々なものではないことにもラートブルッフは注意を促している。「他方で、原因問題と罪問題は、別々に答えられているが、原因問題は、結局は罪問題の基礎づけに寄与していることは確かであると言うことを完全に忘れてしまうことはできない」(Radbruch, 1902, S.327)。

2-2. 「適合的惹起」概念の概説

しかし、ある結果に対する原因を考えるという作業は、実は内部に複雑な問題を抱えている。多くの適合的惹起の理論家の名前をラートブルッフは挙げているが、各々の理論家は、この教説の創始者である v. クリースへと結びついていると述べている。そして、A. メルケル (A. Merkel)、ソーン

(Thon)、ヘルマー (Helmer)、リューメルン (M. Rümeln)、リープマン (Liepmann) 以外に、v. バー (v. Bar) やビンディング (Binding) も、適合的惹起の教説の先駆者と見なされている (Radbruch, 1902, S.331)。

ラートブルッフは、「適合的惹起」をめぐる3つの立場を紹介している。どの立場も主観的な設定であるのだが、さらに第1の立場は、主観的把握、第2の立場は、客観的把握、第3の立場は、中間的把握と命名され、それぞれv. クリース、リューメルン、ソーンの立場であるとされている。

2-3. 「適合的惹起」をめぐる3つの立場

2-3-1. 主観的把握

(1) v. クリースにおける「客観的可能性」概念の基本的姿勢

ここでクリースの「客観的可能性」をめぐる考え方の基本的姿勢を、クリース自身が述べているところから見て若干、見ておきたいと思う。

「確率および可能性という概念に関わる研究にとって、次の命題はもっとも重要な根拠と見なされる。すなわち、現実に生じるすべてのできごとは、あらかじめ存在する諸関係の全体を通して、必然的にもたらされる」(v. Kries, 1888=2010, 137頁)。ここでは、私たちの認識作用とは関係なく、この世界には、必然的な生起の法則的連関があることが前提されている。クリースは、この「生起の法則的連関に関わる判断内容」を「ノモローギッシュ (nomologisch)」なもの⁴と呼び、「客観的可能性に関する命題にはつねにノモローギッシュな知識が表現されているということが出来る」と述べている (v. Kries, 1888=2010, 138頁)。また彼は、条件付きではあるが、「客観的可能性は数値化可能だという考え」をある程度支持している (v. Kries, 1888=2010, 140頁)。

(2) 因果性と適合的惹起 (adäquate Verursachung)・偶然的惹起

以下で、少し長いですが、クリースの「因果性」をめぐる見解を見ておきたいと思う。

「ある対象が具体的事例において何かをもたらしたということ、我々は、事象自体で観察できない。逆に、我々にできることは、生起の法則のある一定の知識（それが我々に判断させるのであるが）にもとづいて、できごとの経過が、もしその対象がなければ、どのようになっていたであろうかを述べることのみである。ゆえに、ある特定の対象の因果性に関する問いは、その現実の諸条件の複合においてその実在（ある特定の一部分）が欠けているのに、それ以外すべてがまったく同じにふるまったとしたら、どうなっただろうかと問うことと同じことになる。…過失の因果性を問題にすると、我々は、実際に推移した経過を、過失の代わりに通常の思慮と注意があった場合に推移したであろう経過と比較しようとしている」。「その結果が、…それなしでは、つまり、諸条件が関係する変異を示す場合には、生起することがないと主張できるとき、我々はその契機をその結果に対する因果的契機と呼ぼう」(v. Kries, 1888=2010, 149頁)。

「適合的惹起」とは、「原因的契機Aが結果Bを引き起こすとき（条件づけているとき）、もしAが一般的に、Bの促進的状況とみなすことができるならば、AはBの適合的惹起であり、BはAの適合的結果と呼ばれる。そうでない場合は、偶然的惹起および偶然的結果と言わなくてはならない。適合的惹起と偶然的惹起の区別は、簡潔に言えば、つねに個別事例を一般化する考察にもとづいている。…とりわけ社会現象の領域においては、それが事実上、ある同種のものの大量反復を示すので、個別事例もしばしば問題なく、ある一定のカテゴリーの範例として現れることを指摘しておけば十分である（v. Kries, 1888=2010, 151頁）。

このような考え方について、ラートブルッフは、「しかし、どの可能性段階が助長する状況への条件であるという烙印を押すことに対する厳密な規則が我々には与えられていないという点では十分ではなく、また、我々は、可能性段階自体をまれにしか確定することができないのである」と批判している（Radbruch, 1902, S.337）。

しかし、クリースの惹起をめぐる見解は、ヴェーバーが、「ロツシャーとクニース」⁵や「客観性」論文の中で論じている因果帰属の考え方と非常に共通している部分があり、ヴェーバーがこの点で、クリースの見解を大きく取り入れていたと推察できる。

（3）概念の普遍化・一般化について

クリースは、刑法における原因的連関の概念について、「刑法的意味での惹起に関する問題は、そのつど具体的に生じた結果の一定の普遍化から出発することを避けることはできないということを強調しておかねばならない」と述べている（v. Kries, 1888=2010, 163頁）。また、別な箇所でも、「教養ある法感情に特有のものは、普遍化する考察である。それは、有責の行動が、それが社会的現象の連関のうちに普遍的にもっている意味に則って判断されることを要求する。それは、その行動がいかなる一般的な原因的諸関係のうちにあるかの検証を要求する」（v. Kries, 1888=2010, 164-165頁）と述べており、クリースの刑法における原因的連関の構成要素としての概念は、普遍化されている必要があると考えていることが見て取れる。

この場合、このような適合的惹起の心理的構成要件はすべて一般化されているので、一般化され得ないような特殊なケースは、度外視されることになる。このクリースが強調していた「結果の一般化」という概念をラートブルッフは批判している。「客観的可能性の程度は、現実に数的に確定される範囲内で、ただどの程度まで個別のケースが一般化されるのかが同時に示される限り、何らかの意味をもつのである」と（Radbruch, 1902, S.339）。しかし、「結果の一般化はどの位進めなければならぬか」という重要な問いに関しては、我々は、適合的惹起のいかなる代表的人物のところでも何らかの説明を見いだしていない」というのである。そして、ラートブルッフは、不適切な一般化が、過失の特殊なケースにおいては、犯人の量刑を不当に軽くしたり重くしたりすることにつながる可能性を指摘している。

クリース自身もこの「普遍的に何ごとかを述べることに伴う限界については触れている。2-2で取り上げた適合的惹起や偶然的惹起におけるAが一般的にBの促進状況と見なされるという場合の結果はつねに普遍的に提示されると述べて、「普遍的に何ごとかを述べるのが許されるのは、ある原因となる契機の、ある抽象的に規定された結果との関係についてのみであって、ある個別・具体的な結果に対する関係についてではない」と説明を加えている。そして、それゆえ、適合的惹起と偶然的惹起の区別にはある一定の不特定性と恣意性が生じる可能性を認め、「ただ、とりわけ社会現象の領域においては、それが事実上、ある同種のものの大量反復を示すので、個別事例もしばしば問題なく、ある一定のカテゴリーの範例として現われることを指摘しておけば十分である」と述べていた(v. Kries, 1888=2010, 151頁)。しかし、この点については、ラートブルッフは、「ドイツにおいて毎年、全人口のこれこれのパーセントが泥棒や殺人者になるということに基づいて、来年、彼が殺人や泥棒を犯すだろうという蓋然性を、個々のドイツ人に対して根拠づけようとするようなものである」と述べて、過度の一般化の危険性を指摘している(Radbruch, 1902, S.344)。

(4) 心理的構成要件と外的状況

クリースは、「……となれば、一般化する考察は、心理的構成要件それ自体を検討し、その外側にあるものをすべて普遍化された諸条件で置き換えようとするだろう。その際に注意すべきことは、その心理的定義と言いながら、その条件は、具体的に存在する一連の外的状況を常に含むということ、その行為者自身の外側にある一定の事情の知識」が、先ず、「心理的構成要件の一部となっている」と述べている。つまり、「行為者が、正しい観念と知識にもとづいて、自分の行動の一定の結果を期待し、その結果が期待したとおりに現実にも生じた場合」、これが「適合的惹起とみなさなれなければならないであろう」とクリースは推論するのである(v. Kries, 1888=2010, 166頁)。

しかし、ラートブルッフは、「犯人の罪ある行為を心理学的に定義することによって、同時に、彼の意識によって捉えられた結果の諸条件を前提するという推論は、第一に完全に恣意的に思われる。行為者がある諸条件を受け入れているという事実は、可能性判断に基づいて作られるということが予想される。その可能性判断は、まさに諸条件についての誤った受け入れの下でもまた生じ得るのである……」と述べて、この立場を批判する。そして、「犯人が事実を知っている限り、彼は、人間のノモローギッシュな知を正しく事実に適用したかどうか、目的論は、完全に因果性へと組替えられたかどうか、彼の目的を達成しようという彼の期待は、論理的な根拠を持っているのか、したがって、故意に属するような意味での予見だったのかどうか、その期待は、単なる願望、単なる予感だったのかどうかを我々は検証する」と続けている(Radbruch, 1902, S.357-358)。

このような点にラートブルッフが注意を払うのは、彼が、犯人の過失を適切に裁くことができない場合を懸念するからである。つまり、過失の際には、犯人は、自分の状況をすべて把握してはいなかったことが予想されるからである。ラートブルッフは、「不完全にのみ、すなわち、犯人が彼の個人的知識と能力とによって結果を予測することができた」と我々が主張するのに対して、v. クリースに

よれば、犯人は、客観的にのみ、すなわち、それを引き起こす自然法則についての完全な知識のもとで予見が可能であった必要があるからである。責任のこの拡大が避けられるべきならば、犯人にとってすでに知られていたか、あるいは認識可能であった状況によって、可能性判断ではなく、むしろ、論理的蓋然性判断⁶が基礎づけられねばならない」と指摘している (Radbruch, 1902, S.359)。

このことに関連してクリースもラートブルッフも、ある放火犯が、ある家に誰も住んではいないと思って放火をしたが、実際には人が住んでいて焼死してしまった場合を例に挙げている。この場合、クリースは、一般的に考えて、放火犯が、人が住んでいないと思ったということの不自然さを指摘し、それは認められないと述べているが、ラートブルッフは、実際に、人の不在を放火犯が信じている可能性もあることを考慮に入れるべきだと主張している。つまり、犯人が自分の置かれている状況を正しく判断し、その結果を客観的に予測できる可能性は、客観的可能性判断によって求められるのではなく、論理的蓋然性判断によるのである。

しかし、ラートブルッフは、v. クリースが、「過失概念のその一構成要素を、因果性概念の構成要素となる一つの条件を設定する以外に、結果の主観的な予測可能性をも設定することで補おうとした」点、すなわち、「行為者にとって、目下の条件の設定に際して、既知のまたは知られうる状況に基づく結果の可能性で代用しようとした」点は、評価している。そして、ラートブルッフは、「我々は、可能性判断の根底にある、完全にノモローギッシュな知を、犯人にとって意のままにできるノモローギッシュな知へと縮小させることによって、その可能性判断から論理的蓋然性判断と、過失概念の構成要素のためのこの判断を作ったのだ。それ故に、主観的予測可能性は、犯人にとって知られているか知られうる状況と入手可能なノモローギッシュな知に基づいている論理的蓋然性なのである」と述べている (Radbruch, 1902, S.361)。

ここでラートブルッフは、「それゆえに、主観的予測可能性は、論理的で、心理学的ではない事実、知的事実であって、感情的事実ではないことは明白であり、それゆえに、予測可能性を基礎づけている存在論的でノモローギッシュな知や論理的な法が伝えられたすべての人によって再生可能であることは明らかである」と述べて、主観的予測可能性と心理学的事実とを明確に区別しようとした (Radbruch, 1902, S.362)。そして、ラートブルッフは、次のように述べている。「客観的可能性は、我々の期待にとっての論理的到達目標である。正しい期待は、法則通りの因果的連関の知識にのみ基づいている。客観的可能性は、その判断を完全にノモローギッシュ (nomologisch) な知識に基づいてのみ果たすので、それはある一人の人間の結果の予測可能性にとっての最も外側の境界なのである。というのは、誰もそれによって基礎に置かれているノモローギッシュな知の最大限を超えることはできないからである」 (Radbruch, 1902, S.347)。「客観的可能性とは、客観的予測可能性なのである。さて、しかしながら、結果の予測は、ノモローギッシュな知だけでなく、存在論的な知も前提しており、客観的可能性は、可能性判断の基礎にある諸条件の客観的認識可能性を前提するときのみ、客観的予測可能性なのである」 (Radbruch, 1902, S.347)。

2-3-2. 客観的把握

ラートブルッフは、「適合的惹起の教説」に関するリュウメリンの大きな功績は、彼が可能性判断の基礎に、明確な標識の重要性を厳しく強調したことである」と書いている（Radbruch, 1902, S.364）。クリース自身は、「一般化の方法と範囲に関するより厳密な規則や比較されるべき可能性のより厳密な数的な具体化は、たいていの場合、全く重要ではない」と述べていたという。

リュウメリンにおいては、「可能性判断の基礎に、何らかの認識可能な方法で、当該の行為のところですでに存在していたすべて（alles）を置こうとする。犯人にとって既知だったこと、知られていたに違いなかったこと、それに加えて、他に知っていたこと、あるいは知られていたこと、たとえば、後から加わった経過によって明るみに出されたが、すでに当該の犯行のところに存在している諸状況、並びに人間性についての総経験知が、確かに前提される」（Radbruch, 1902, S.365）。「リュウメリンが前提しようとした諸条件とは、まさにすべての諸条件である」。しかし、リュウメリンによって、「人間の認識にとって到達不可能なものは度外視される」（Radbruch, 1902, S.366）。その「人間の認識の到達不可能性」には「人間の総経験値が対置される」。そして、「人間の総経験知のもとに、人間の一般常識になっているものが理解されている」。リュウメリンは、人間のノモローギッシュな知の規準を担うものとして、裁判官を考えていた。しかし、ラートブルッフは、「裁判官のノモローギッシュな知、人間の総経験知は、人間の認識の不可能性の除去のために考慮されてはいけない」という。「その理由は、人間のノモローギッシュな知は、永遠に流動的であるという点、そして、それゆえに犯人は、人間の経験の代表者と見なされている裁判官を、ノモローギッシュな知という点で凌駕しうる」からだとして述べている（Radbruch, 1902, S.368）。

2-3-3. 中間的把握

最後にラートブルッフは、ソーンの立場を紹介している。「ソーンは、もっとも厳しく標準的人間を考慮した解釈を主張する」（S.374）。「ソーンは、蓋然性を純粋な主観的概念として把握し、何か客観的なもの、実在するものとして可能性の概念を取り扱うことを正当と認めようとしなさい」と。そして、ラートブルッフは、ソーンが、「ある条件の適合性を確定するために下される蓋然性判断を、それが主観的なので、ある一定の主体と関連づけ、主体の存在論的でノモローギッシュな知に基づいて下さねばならない」と述べていた点に、特に注目していた（Radbruch, 1902, S.375）。

では、どれがこの主体なのか。ソーンによれば、それは、裁判官である。しかし、「リュウメリンの場合のように裁判官は人間の総経験知の代表としてではなく、社会的平均知の代表として、良き人間、標準的人間として考えられている」。ここで、やはりリュウメリンの場合と同じように、過失などをめぐる判決に際しては問題が生じ得ることをラートブルッフは、指摘している。裁判官がもっている社会的平均知を凌駕する知をもっている犯人の罪の重さを、裁判官は正しく裁くことはできないからである（Radbruch, 1902, S.376）。

ラートブルッフは S.334 の注 2 でも、可能性の客観的本質を否定するソーンの見解に言及してい

る。すなわち、判断が完全にノモローギッシュな知ではなく、人間の総合的経験知に基づいている場合、後者は、不完全で、絶え間のない流れの中にあるので、ある一定の時点との関係でのみ妥当し、普遍的時点に関しては妥当しない。従ってそれは可能的判断ではなく、蓋然的判断であるとゾーンは述べているという (Radbruch, 1902, S.334)。

3. ヴェーバーとの関係

ヴェーバーとの関係で見るとき、いくつかの重要な点が見えてくる。クリースの見解では、「過失」の量刑を過重に判断したり、逆に軽く判断したりする可能性が指摘されていた。これは、行為の過程が同じように経過しても、その行為の意味が異なることによって、行為者自身の責任の内容が違ってくるということを意味している。責任があるかないか、有罪であるか無罪であるかという判断そのものは法学に特有の問題であるとしても、因果関係を考える際に、行為の意味まで視野に入れる必要があると考える点で、法学と、歴史学や理解社会学との間には共通性があることをヴェーバーは指摘している。また、クリースにおけるノモローギッシュな法則とは本来、自然科学的な法則が考えられており、時代や文化的背景とともに変化する可能性のある裁判官の判断や一般的常識などが考えられていたわけではない。しかし、クリースの後継者たちは、犯人の行為結果と行為の原因との関係を判断する動機理解の際に、裁判官の判断や一般的常識に、ノモローギッシュな法則に代わる地位を与えている。つまり、適合的惹起としての因果関係は、その歴史的文化的状況による相対性を伴うことになる。この裁判官の位置に代わりに社会学者を据えて、彼が妥当だと思ふ目的と手段関係としての行為類型、すなわち、「整合型」を構成することをヴェーバーは、提唱したのではないかと思われる。また、何故、整合型は、目的と手段との関係をめぐって構成されたのかという点は、論理的蓋然性や主観的予測可能性をめぐるラートブルッフの考え方と結びつけて考察すると理解しやすいように思われる。これらの点について、以下で、詳しく見ていきたいと思う。

3-1. ヴェーバーにおける「客観的可能性」概念の使用について

ヴェーバーにおける「客観的可能性」概念は、歴史学をめぐる論脈と社会学をめぐる論脈で使用される場合があるが、基本的には、その説明は重なる点が多い。時代的にみると、「社会科学および社会政策の認識の『客観性』」(以下、「客観性」論文と略記)、「批判」論文、「理解」論文の順に執筆されている⁷ので、まず、その順番に従って各論文における「客観的可能性」概念の使用のされ方を確認していきたいと思う。

3-1-1. 「客観性」論文

本論文の中で、この「客観的可能性」という概念が使用されている箇所は、以下のようである。

- (1) したがってすべてのいわゆる「経済」法則においても、例外なく問題となるのは、精密自然科学の意味における狭義の「法則的」連関ではなく、規則の形式で表される適合的な因果連関

であり、……「客観的可能性」という範疇〔カテゴリー〕の適用である（Weber, 1904=1998, 90頁）。

- (2) われわれが営もうとする経験科学にとって、こうした理念型概念は、いかなる意義をもつのであろうか？……ここで問題なのは、われわれの想像力にとって、十分な動機をそなえていると思われ、それゆえ「客観的に可能」で、われわれの法則的知識に照らして適合的だと見える、そうした連関の構成である（Weber, 1904=1998, 116頁）。
- (3) 理念型について：こうした概念は、現実に依拠して訓練されたわれわれの想像力が適合的と判定する、客観的可能性の範疇〔カテゴリー〕を用いて、われわれが連関として構成する〔思想〕形象にはかならない（Weber, 1904=1998, 119-120頁）。

ここでは、適合的な因果連関や、認識手段としての理念型の構成との関係で、客観的可能性という概念に言及されている。

3-1-2. 「文化科学的論理学の領域についての批判的研究」（「批判」論文）における「客観的可能性」概念の使用

本論文では、「客観的可能性」概念の使用個所が非常に多いので、重要と思われる個所を選択して以下に挙げたいと思う。

- (1) ここで問題になっているいわゆる“客観的可能性”の理論は、すぐれた生理学者フォン・クリースの諸研究に基づくものであるし、またこの概念を普通使う場合の使い方は、v. クリースに賛成のもしくは批判的な人達の研究によるものであるが、このような研究は、まず第一に刑法学者の著述家達の手でなされ、ついで他の法学者の著述家達、特にメルケル、リュウメリン、リープマン等によって進められ、最近ではラートブルフがこれを行なっている（Weber, 1906=1965, 182頁）。
- (2) ほかならぬ法律家、なかでもとりわけ刑法学者が客観的可能性の問題を論ずるのは〔彼らの扱う事柄の〕本質上然るべきことである。何故なら刑法上の責任の問題が次のような問い、つまりある特定の外的結果を“引き起こした”のは、ある人の“せい”で彼の行為に原因があると我々が主張できるのはどのような状態のもとであるか、といった問いをふくむかぎり、それは純粋な因果性の問題だからである。——しかもこういった刑法上の責任追及の問題のもつ論理的構造は、歴史的因果性の問題がもつ論理的構造と明らかに同じものである。というのは人間相互の実践的社会的諸関係の諸問題、特に司法の諸問題は、歴史同様“人間中心的”傾向にあるからである。言い換えれば人間“行為”の因果的意義を問題にするからである。具体的な、事情によっては刑法上のつぐないをしなければならぬような、また民法上の補償をしなければならぬような損害を与えているけんかの因果的制約を問題にする場合と全く同じ様に、歴史家の因果性の問題も、常に具体的結果を具体的原因へと帰属することに、向けられる

のである。決して抽象的な“諸法則性”を究明することにはではない」(Weber, 1906=1965, 182-183頁)。

ここでは、刑法上の責任の問題と歴史的因果関係の関係が指摘されている。

- (3) 可能性判断の重要な操作は、常に遊離と一般化である。……ここで使われている意味での可能性判断というものは、それ故常に経験諸規則の参照を意味するのである。したがって……ここでの範疇は出来事の諸規則についての積極的知識、一般的ない方をすれば、我々の法則論的知識の参照を意味するものなのである (Weber, 1906=1965, 191頁)。
- (4) したがって、客観的可能性判断に認められるのは、その本質からして「可能的結果の現われる」程度段階を判断することなのである (Weber, 1906=1965, 202頁)。
- (5) サイコロの重心が偏っているような場合、そのサイコロの特定の目がでるのを助成するということは成り立ち、そのことを述べる一般的経験規則は存在する。この助成の度合、すなわち、客観的可能性の度合は、数字の上で表現できるが、歴史的因果関係の領域においては、数字上の算定可能性は全く欠けている。しかし、それにもかかわらず、我々は、ある特定の状況に直面した人間のとり、ある点で同じような反応の様式が当の状況によって大いに助成される、という一般的に妥当する判断を実にうまく下すことができるのである。特定の諸条件によって特定の結果の助成される程度を……査定することはできるのである (Weber, 1906=1965, 204-205頁)。

ここでの論述は、主にクリースの見解を彷彿とさせるもので、特にラートブルッフの見解を関連づけねばならない論点は見られない。

3-1-3. 「理解」論文における「客観的可能性」概念の使用

- (1) ゲマインシャフト行為の——不可欠とまでは言えないとしても——重要かつ正常な構成要素となるのは、その行為が、他者の特定の行動についての予想や、そうした予想を勘案しつつ自己自身の行為の成果について(主観的に)見積もった可能性に意味の上で方向づけられるということである。その場合、行為についての最も理解可能で重要な説明根拠となるのは、そのような可能性が客観的に存在すること、すなわち、この予想を抱くことが正当であるという、「客観的可能性判断」として表現される蓋然性が多かれ少なかれ存在することである (Weber, 1913=1990, 44頁)。
- (2) 人間の行動の可能性について平均的に下されうる判断によれば、個々人は上記のような予想を客観的に立てることができたということ(「適合的因果連関」というカテゴリーの特別な形態) (Weber, 1913=1990, 53頁)。

- (3) …社会学にとっても、ある秩序の経験的な「妥当」は、かの平均的予想が客観的に根拠をもっていること（「客観的可能性」のカテゴリー）に存しているということになる（Weber, 1913=1990, 54頁）。
- (4) かの実現可能性が、行為者の主観的な予想にとっても意味上の根拠として平均的に役立ちやすいとしても、「だからまた」実際にも（有意味な程度において）役立っていると当然のごとく言えるのは、ただ最初に考えられた意味においてのみ。すなわち、客観的可能性判断としてのみのことなのである（Weber, 1913=1990, 55頁）。
- (5) 客観的に——つまり見積もることができるという可能性という意味で——「妥当している」諒解と、個々の行為者が、自分の抱く予想を他の人々が意味の上で妥当なものとして扱うだろうと主観的にあてにすることを、混同してはならぬのは当然である。同様に、ある協定された秩序の経験的妥当と、その秩序の意味として主観的に抱いているものが遵守されるはずだという関与者たちの主観的な予想とは別のものである。しかしこの二つの事例においてはともに、平均的にみると予想の実現可能性が客観的に妥当しているという（論理的には「客観的可能性」のカテゴリーによって把握される）事態と、平均的にみると「関与者たちが」その都度そうした予想を抱いているという事態とのあいだ相互に、理解できるかたちで適合的な因果連関という関係が存在している（Weber, 1913=1990, 87頁）。

この「理解」論文においても、歴史学と社会学とは方法論上、明確に区別されねばならないという論じ方はされていないが、(1)～(5)における「客観的可能性」概念の使用のされ方を、「客観性」論文や「批判」論文の場合と比較すると顕著な差異が見られる。すなわち、「予想」、「主観的に見積もった可能性」、「平均的に下されうる判断」、「主観的な予想」などという概念が多々使用されているということである。これらの概念は、クリースが主張していた客観的可能性概念と全く異なるものとは言えないが、明らかに、ラートブルッフが論じていたこの概念をめぐる諸議論が考慮され、取り入れられていることが見て取れる。

4. 客観的可能性の範疇と整合型と合理的解明（整合合理性と主観的な目的合理性）

以上のようなクリース、ラートブルッフ、ヴェーバーの「客観的可能性」概念をめぐる議論を比較してみると、ヴェーバー社会学におけるこの概念の重要性が改めて確認できると思われる。そこで、以下で、ヴェーバーの理解社会学の基本的な方法を「理解」論文で述べられているところに沿って確認しておこうと思う。

整合型とは、研究者自身から見て妥当なものと述べられている。また、整合合理的行為とは、客観的に妥当なものに正しく方向づけられた行為と書かれており、行為者の主観において目的合理的に方向づけられた行為と区別されている。また、妥当な経験からすると立てることが許されるであろう予想は、客観的整合合理性として説明されている（Weber, 1913=1990, 20-23頁）。

「行為の意味上の構造のうちで直接に最も理解しやすいものは、(行為者の主観において) 一義的かつ明確に把握された目的を達成するために、(これまた行為者自身が考えるに) まぎれもなく適合的なものと捉えられた手段をもって行なわれる、主観的に厳密に合理的に方向づけられた行為である。しかもそのうちで最も理解しやすいのは、研究者から見ても、この手段がその目的にとってふさわしいと思われるような場合である。そのような行為を説明するという場合、……行為者自身が対象の行動についてたてた予想から(主観的目的合理性)、そして、妥当な経験からするとたてることが許されるであろう予想から(客観的整合合理性)、しかももっぱらこれらのみから、その行為を捉えようとすることを意味しているのである」(Weber, 1913=1990, 20頁)。

「理念的極限事例の場合が確定されてはじめて、事態の経過を、客観的に『非合理的』な構成要素や主観的に『非合理的な』構成要素へと因果帰属することができるようになるからである。……このようなことは、全く例外なしに、まさにすべての歴史学上及び社会学上の因果帰属にあてはまるものである」(Weber, 1913=1990, 21頁)。

ここでは、裁判官の代わりに研究者によって、自然科学的法則以外に一般的経験規則を利用して(=客観的可能性の範疇が使用されて)、研究者が妥当だと判断する目的と手段の適合的な連関としての整合型が構成されるが、これは飽くまでも、行為者自身の主観的な論理的蓋然性判断によって構成される(主観的な)目的合理的行為類型とは区別されている。つまり、行為者自身がやはり一般的経験規則を考慮して、適合的と思われる目的と手段との連関を構成したとしても、その判断は異なっている場合が考慮されているのである。刑罰の重さと関係する過失をめぐる問題が、行為者の状況に対する主観的な予測能力の問題として、理解社会学で改めて生命を与えられていると考えてよいと思われる。

論理的蓋然性判断は、主観的であるが、論理的であり、心理学的ではないとラートブルッフによって主張されていた。それゆえ、他者にもその経過をたどることができるというのである。(ラートブルッフは、「模写」という概念を用いていたが。)しかも、ヴェーバーは、行為の主観的意味を単に論理的蓋然判断だけでなく、心理的なものにも拡大し、理解心理学についても論じている。つまり、整合型から離反していく方向や程度には、様々な要因が考慮されているのである。

このような手法で、理念型の一つとして研究者が構成する整合型は、因果連関を構成する要素としての行為者の抱く条件予想能力を考慮した主観的な目的合理的行為の理念型と区別されることにより、行為をめぐる因果連関の原因(動機)が過度に一般化されることを防いでいると言える。この視点は、やはり、クリースの見解を参考にしながらも、そこに潜む問題点を明確にしたラートブルッフの議論と深く関係しているものと思われる。それゆえ、「理解」論文の冒頭の注で、「客観的可能性の範疇」との関係で名前を挙げられたのは、v. クリースではなく、ラートブルッフだったのだと思われる。

〈注〉

- 1 Weber, Max, 1921-22, 'Soziologische Grundbegriffe', Grungriss der Sozialökonomik III Abteilung Wirtschaft und Gesellschaft, Kapitel I., S. 1-30 = 『社会学の基礎概念』阿閉吉男・内藤莞爾訳 角川書店 1953年 参照
- 2 ヴェーバー自身が、校正まで行ったが、その死語、妻であるマリアンネ・ヴェーバーやヴィンケルマンが編纂した『経済と社会』の二部構成の是非をめぐる科学論争。日本では、折原浩が、この論争の中心的担い手である。（『ヴェーバー『経済と社会』再構成——トルソの頭』東京大学出版会 1996年などを参照）
- 3 v. クリースの『客観的可能性という概念とその若干の応用について』の翻訳を行っている山田吉二郎・江口豊は、この *adäquate Verursachung* を、「適合的原因構成」と訳しているが、本論文では、すべて、「適合的惹起」と表記した。
- 4 3と同じく、*nomologisch* という概念を山田吉二郎・江口豊両氏は、「ノモス論的」と訳しているが、本論文ではすべて、「ノモローギッシュ」と表記した。
- 5 注7を参照
- 6 ラートブルッフは、適合的惹起の教説について以下のように説明する。可能性判断は、自然法則を用いて見込みと折り合うことを表し、自然法則についての完全な知識を前提している。そのため、可能性判断は単なる蓋然性判断とは異なっている。蓋然性判断は、たとえ、不完全あるいは偽りのノモローギッシュな知識（自然法則についての知識）であろうと、主体がもっているものに基づいて主体から与えられるものなのである。蓋然性は主観的で、可能性は客観的なのである。ただし、可能性判断は、「全人類にとってのそれらの普遍的妥当性を入手しているという意味およびそれが蓋然性判断のようにただある一定の主体との関係において妥当しているのではないという意味において」客観的なのである（Radbruch, 1902, S.334）。しかし、論理的蓋然性判断は、主観的であっても心理的ではなく、論理的なものと考えられている。
- 7 これらの3つの論文以外に、ヴェーバーは、彼の『学問論文集』に収めている「ロツシャーとクニース、および歴史的国民経済学の論理的諸問題」の中でもこの「客観的可能性」概念には言及し、注で「批判」論文を参照するように指示している。また、そこでフォン・クリースの名に言及している。

Weber, Max, 1903-1906, 'Roscher und Knies und die logischen Probleme der historischen Nationalökonomie' Gesammelte Aufsätze zur Wissenschaftslehre, 2. Aufl., 1951, J.C.B. Mohr (Paul Siebeck), Tübingen, S. 1-145, (S.115参照)

【引用文献】

- Radbruch, Gustav, 1902, *Die Lehre von der adäquaten Verursachung*, j. Guttentag, Verlagsbuchhandlung, Berlin
- Von Kries, Johannes, 1888, "Über den Begriff der objektiven Möglichkeit und einige Anwendungen desselben", *Vierteljahrsschrift für wissenschaftliche Philosophie*, XII = 山田吉二郎・江口豊訳 「客観的可能性という概念とその若干の応用について」、『メディア・コミュニケーション研究』59：137-189頁、2010年
- Weber, Max, 1951, Gesammelte Aufsätze zur Wissenschaftslehre, 2. Aufl., J. C. B. Mohr (Paul Siebeck), Tübingen, (G.A.z.W.)
- (1) (S.146-214) 'Die "Objektivität" sozialwissenschaftlicher und sozialpolitischer Erkenntnis', Archiv für Sozialwissenschaft und Sozialpolitik, Bd. 19 Tübingen, J. C. B. Mohr. S.22-87 (1904) = 『社会科学と社会政策の認識にかかわる『客観性』』, 富永祐治、立野保男訳、折原浩補訳、岩波書店 1998年
 - (2) (S.215-290) 'Kritische Studien auf dem Gebiet der kulturwissenschaftlichen Logik', (1906) = 『歴史は科学か』森岡弘通訳 みすず書房 1965年 99-227頁
 - (3) (S.427-474) 'Über einige Kategorien der verstehenden Soziologie', (1913), Logos. Internationale Zeitschrift für Philosophie der Kultur, 4 Band, 3 Heft, J. C. B. Mohr, Tübingen = 『理解社会学のカテゴリ-』(本論文中の略称:「理解」論文) 海老原・中野訳 未来社 1990年

[Abstract]

On “the Judgment of Objective Possibility” in Max Weber

Kyoko UTSUNOMIYA

This paper studies Max Weber’s “Category of objective possibility” by giving a full consideration to Radbruch’s dissertation on “The theory of adequate causation” and v. Kries’ concept which Radbruch critically examined. Also, it studies the meaning and the function of this “Category” for Weber’s “Interpretive Sociology”.

Comparing the usages of this “Category” among three essays of Weber’s, “Objectivity of cognition about social sciences and social policy”, “Critical study on logic in the field of cultural sciences” and “Some categories on interpretive sociology”, we can find remarkable differences between the former two essays and the last one. In “Some categories on interpretive sociology” we can find concepts such as “subjective expectation”, “subjective possibility”, and “average judgment” almost everywhere. These concepts are not related to v. Kries’ viewpoint but Radbruch’s. Therefore, Weber referred to not v. Kries but Radbruch at the beginning of “Some categories on interpretive sociology”.